

「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」

に対して提出された意見と総務省の考え方

1 意見募集期間

平成24年11月22日から同年12月21日まで

2 意見提出者（五十音順）（合計4,343者）

（1）放送事業者（10者）

（株）サンテレビジョン、（株）ジャパン・モバイルキャストィング、（株）TBSテレビ、（株）TBSラジオ&コミュニケーションズ、
（株）テレビ朝日、南海放送（株）、（株）ニッポン放送、日本テレビ放送網（株）、日本放送協会、（株）文化放送

（2）団体（5者）

花王（株）、コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス、（社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、（財）全日本ろうあ連盟、
（社）日本民間放送連盟

（3）放送事業者及び団体以外の者（大半は個人からの意見提出）（4,328者）

3 提出された意見と総務省の考え方

別添のとおり。

整理No.	該当箇所	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方
1 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）関係			
1-1 別表第2号第1（基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式			
No. 1	26の欄（事業計画等）及び31の欄（放送区域）	<p>無線局事項書の記載項目の簡素化による審査の効率化を目的として、以下の内容について、追加で整備をお願いいたします。</p> <p>当社開設計画の認定時に事業計画についても認定いただいていることから、無線局の免許手続（免許申請と再免許申請）における申請書の事項書26欄 事業計画等への記載は、開設計画の認定を受けた特定基地局について、開設計画認定の申請書と同一の内容を記載するため、記載を省略または「開設計画認定番号第〇〇号に同じ」と記載できるように希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジャパン・モバイルキャスティング】</p>	<p>現行制度上、再免許の際の事業計画に関する資料については、当該資料の内容の全部が現に免許を受けているものと同様である場合は、提出を省略できることとなっています。今回の改正において、この点に変更はございません。</p>
2 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）関係			
2-1 事業計画の実施の確実性（事業収支見積り）			
No. 2	<p>第3条（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>（8）基幹放送局の業務を維持するに足りる経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。</p> <p>イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免</p>	<p>「電波法関係審査基準」改正案や「地上基幹放送局の免許及び再免許等方針」等において、事業計画の実施の確実性について、「特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること」が追加されていますが、「具体的、かつ、適切」な費用削減方策にどういった内容が求められているのか、また、総務省が「留意して審査する」基準が不透明です。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>経理的基礎の審査においては、従来から、事業計画及び事業収支見積りが、諸般の状況から判断して客観的に適切な内容であり、免許の有効期間において確実に事業の計画を実施できるものであることを確認してきたところです。</p> <p>昨今の放送事業をとりまく経営環境は厳しい状況にありますが、放送は国民にとって重要な情報入手手段であり、事業収入が年々減少していく場合であっても具体的かつ適切な費用削減方策を講じることにより、放送業務を安定的に維持していくことが重要と考えています。</p>
No. 3	<p>その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免</p>	<p>放送収入の減少は、わが社の場合も昭和58年頃をピークにその傾向が続いております。平成新局の誕生でテレビ4局地区になったことや、その後デフレ経済の流れの中で、スポンサー企業の広告費削減、インターネットメディアの伸張、などが影響してきたためです。いわば、それは全国的な傾向と言えます。</p>	

<p>許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。</p> <p>＜地上基幹放送局の免許及び再免許等方針＞</p> <p>1 審査基準</p> <p>免許及び再免許等の申請については、特に以下の事項に留意して審査すること。</p> <p>(2) 事業計画の実施の確実性</p> <p>事業計画書及び事業収支見積書等については、客観的に適切な内容であり、免許の有効期間において確実に事業の計画を実施できるものであること。特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。</p>	<p>しかし、その中で当社は人件費コストの削減や組織の再構築などの経営改革、経営努力などをすすめ、デジタル投資のための赤字期間を脱却し、すでに黒字体質となっております。改正案に、「収入の減少傾向」を条件にして具体策の記載を求めているようですが、こうしたものはすでに中長期計画を策定、実施しており”今更”の感があります。</p> <p>“安定した経営により、質の高い放送を継続し続けること”・・・を基幹放送業務の認定条件に求めておられるであろうことは理解いたします。であるならば、それは「売上ベース」ではなく「利益ベース」を条件に文言を改めるべきか、或いは削除するのが適当と考えます。</p> <p>更に、地域放送局の使命は、安定経営が大前提であるとして、未視聴・難視聴地域をなくすなどの「県域内での放送エリアの拡大努力」や、質の高い地域情報を発信する「自社制作率」の問題こそ議論されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	<p>総務省としては、申請者の事情に応じて策定された費用削減方策等を踏まえ、経理的基礎を適切に審査する予定です。</p>
--	---	--

2-2 予備免許後できるだけ早期の放送開始			
No. 4	第3条（無線局の免許及び再免許並びに予備免許） （10）地上基幹放送局（地上基幹放送を行うものに限る。）の新たな免許の申請である場合、予備免許後1年以内に親局から放送を行うものであること。	「電波法関係審査基準」改正案の第3条（10）において、地上基幹放送局の新たな免許申請の場合は、予備免許後1年以内に親局から放送を行う旨が規定されましたが、これは放送がすでに実施されている地域の視聴者の利益を損なわないため、従来の方針を踏襲したものであり、適切な措置と考えます。当該の放送開始の計画については、その確実性をしっかりと審査するよう要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	本案に対する賛成意見として承ります。
No. 5		「電波法関係審査基準」改正案の第3条（10）で、地上基幹放送局の新たな免許申請の場合は、予備免許後1年以内に親局から放送を行う旨が規定されましたが、公共の電波が使われずに放置されることを防ぐとともに、視聴者を保護する観点からも適切な措置と考えます。 【株式会社テレビ朝日】	本案に対する賛成意見として承ります。
2-3 新たな難視対策			
No. 6	第3条（無線局の免許及び再免許並びに予備免許） （11）地上基幹放送局（テレビジョン放送を行うものに限る。）の免許の申請である場合、基幹放送普及計画に定める区域において、平成27年3月31日までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局又は共聴施設等の整備計画が策定されていること。	『「電波法関係審査基準」改正案の第3条（11）の規定』及び「地上基幹放送局の免許及び再免許等方針」の1審査基準（1）ア」に述べられていることに従い、地上基幹放送局は、平成27年3月末に向けて、地上デジタルテレビジョン放送の受信可能地域を、地上アナログテレビジョン放送の受信された区域と同等にするべく作業を続けており、新たな難視の解消に努力しています。この対策は、国策として遂行された「地上テレビジョン放送」のデジタル完全移行に向けての作業であることから、国としても引き続き地上テレビ放送事業者と連携のうえ、適時適切な施策を講じていただけるよう要望します。 【株式会社TBSテレビ】	基本的に本案に対する賛成意見として承ります。 なお、新たな難視対策については、これまでも国と放送事業者が連携して進めてきたところであり、総務省としても引き続き適切に取り組んでいく所存です。
No. 7		「電波法関係審査基準」改正案の第3条（11）に規定された	

	<p>また、当該整備計画に基づき整備が行われても、地上アナログテレビジョン放送が受信されていた区域において、なお、地上デジタルテレビジョン放送の受信ができない地域が残る場合は、引き続き地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局の整備等に努めるものであること。</p>	<p>とおり、地上テレビ放送事業者はいわゆる新たな難視について、平成27年3月末の暫定的難視聴対策事業（衛星セーフティネット）終了を念頭に、可能な限り対策計画を策定し、その解消に努めているところです。新たな難視対策は地上デジタルテレビ放送への完全移行の総仕上げであり、国として引き続き地上テレビ放送事業者と連携のうえ、適時適切に施策を講じていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	
No. 8	<p><地上基幹放送局の免許及び再免許等方針案></p> <p>1 審査基準</p> <p>免許及び再免許等の申請については、特に以下の事項に留意して審査すること。</p>	<p>新たな難視地区等については、NHKは各地域において国や民間放送事業者と連携して対策計画を策定しており、対策はその計画に従い実施していきます。しかしながら、対策計画の策定が困難で検討中の地区について円滑な対策を促進するためには、放送事業者のみならず国や自治体等が果たす役割が重要です。このことから国においても引き続き対策経費の負担や自治体との調整などに取り組まれることを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【日本放送協会】</p>	
No. 9	<p>（1）地上基幹放送の公正かつ普遍的な普及</p> <p>ア 新たな難視対策</p> <p>平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県の区域にあっては平成24年3月31日）をもって地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送に移行したが、テレビジョン放送にあっては、地上</p>	<p>「電波法関係審査基準」改正案の第3条（11）に規定されたとおり、地上テレビ放送事業者は、いわゆる「新たな難視」について、平成27年3月末に暫定的難視聴対策事業が終了することを念頭に、可能な限り対策計画を策定し、その解消に努めているところです。国として引き続き適切な施策を講じていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日】</p>	

	<p>アナログテレビジョン放送が実施されていた区域と同等の区域において、平成27年3月31日までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局又は共聴施設等の整備計画が策定されていること。</p> <p>また、当該整備計画に基づき整備が行われても、地上アナログテレビジョン放送が受信されていた区域において、なお、地上デジタルテレビジョン放送の受信ができない地域が残る場合は、引き続き地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局の整備等に努めるものであること。</p>		
--	---	--	--

2-4 事業計画の実施の確実性（比較審査基準）

No. 10	<p>別添6 地上系による基幹放送局に係る比較審査基準</p> <p>1 事業計画の実施の確実性</p> <p>（1）事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。</p>	<p>「電波法関係審査基準」改正案の別添6の比較審査基準において「事業計画の確実性」に関する規定がありますが、既に事業計画に従って基幹放送事業を行っている事業者については、その計画は確実なものであると判断されるべきであり、その一方、書面上の計画のみをもって確実性を担保することは、非常に困難であると言わざるを得ません。</p> <p>事業計画の確実性を裏付けるために「（2）設備の整備計画」</p>	<p>事業計画の確実性については、その裏付けとなる資料の提出を求める等により、適切に審査を行う予定です。</p> <p>事業計画の確実性は、災害時等の放送の役割に照らし重要であること、これを確保する上で、「（2）設備の整備計画」及び「（3）放送番組の制作体制、</p>
--------	--	---	--

	<p>(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。</p> <p>(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。</p>	<p>「(3) 放送番組の制作体制、調達体制」の2つの評価項目は大変重要であり、より高い評価点に修正するよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>調達体制」が重要であること等から、これらの評価点を変更することといたします。</p>
No. 11		<p>「電波法関係審査基準」改正案の別添6（第3条関係）「地上系による基幹放送局に係る比較審査基準」に、「事業計画の実施の確実性」に関する規定がありますが、「(2) 設備の整備計画」「(3) 放送番組の制作体制、調達体制」の評価点（ともに3点）が「(1) 資金計画等経理的基礎」の評価点（10点）に比べ低くなっていることについて、「(2) 設備の整備計画」「(3) 放送番組の制作体制、調達体制」は事業計画の確実性を裏付けるための重要な要素と考えられることから、これら2つの評価項目をより高い評価点に修正するよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日】</p>	
2-5 放送対象地域内の世帯カバー率（比較審査基準）			
No. 12	<p>別添6 地上系による基幹放送局に係る比較審査基準</p> <p>2 放送対象地域内の世帯カバー率</p> <p>放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。</p>	<p>電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令67号）の別添6（第3条関係）地上系による基幹放送局に係る比較審査基準の表比較審査を行う評価項目及び評価点において2放送対象地域内の世帯カバー率の算出に当たっては、再免許審査を含めエリア外共聴等による視聴世帯を含めるようご考慮いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社サンテレビジョン】</p>	<p>辺地共聴施設は地理的・地形的な条件により自宅のアンテナでは視聴できない世帯がテレビを視聴するために特別に設置した施設であり、そうした施設によりテレビを視聴している世帯を放送波によるカバーエリア世帯として整理するのは適切ではないと考えます。</p>
3 基幹放送局の免許及び再免許等方針関係			
3-1 視聴覚障害者等への配慮（留意事項）			

<p>No. 13</p>	<p>1 審査事項</p> <p>(4) 視聴覚障害者等への配慮</p> <p>テレビジョン放送にあっては、字幕放送、解説放送の放送番組をできる限り多く設けるものであること。</p>	<p>「地上基幹放送の公正かつ能率的な普及」のために地上デジタルテレビが受信できない難視地域の整備に努めることを放送業務認定の第一の審査の基準として挙げる一方で、昭和40年代にテレビ放送が開始されて以来の長期的難視聴者である視聴覚障害者への対策には「字幕放送、解説放送を『できる限り多く設ける』ものであること」と放送業者に「配慮」をお願いする方針になっている。これでは、同じようにテレビからの情報を得ることのできないデジタル難視者と視聴覚障害者を対等に扱っていることにはならない。</p> <p>難視地域の対策同様、難視聴者対策も「公正かつ能率的な普及」のために放送業者が自らの社会的使命として取り組むべきである。</p> <p>従って、「1 審査基準の(4)」を「配慮」ではなく、基幹放送局に免許を与える条件にすべきである。</p> <p>○ 「2 免許の条件」に「視聴覚障害者への対策をおこなうこと」を追加すること。</p> <p>※電波法104条の規定は何よりも「公益性」のために条件を付すことが定められている。視聴覚障害者を公益外と扱うことは人権蹂躪であり不当である。</p> <p>【財団法人全日本ろうあ連盟】</p>	<p>「テレビジョン放送にあっては、字幕放送、解説放送の放送番組をできる限り多く設けるものであること」は、免許審査の絶対的審査基準であり、この点を明確にするため、1(4)及び3(2)の項目名を「視聴覚障害者等への配慮」から「視聴覚障害者向け放送の実施」に改めます。</p> <p>また、再免許等に当たっての条件については、再免許等に係る申請内容に基づき判断いたします。</p> <p>なお、視聴覚障害者向け放送の充実には、総務省としても重要な課題であると考えており、今回いただいたご意見等は、今後の総務省での検討において参考とさせていただきます。</p>
---------------	---	--	---

No. 14		<p>「できるだけ字幕付与」とあいまいに書かれており、どの程度対応するかが任意のように読み取れる。もう少し努力義務の根拠について明確に言及するべきである。</p> <p>例えば、「2017年字幕放送100%実施および解説放送・手話放送の拡大の視聴覚障害者向け放送普及行政の指針制定に鑑み、できるだけ～」と目標値があることを明記して、100%実現に向けて計画的に実施できるようにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【財団法人全日本ろうあ連盟】</p>	<p>「～できるだけ多く設けること」は放送法第4条第2項を受けて記述しております。</p> <p>各放送事業者は、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づき、その目標達成に向け、計画を作成し、充実に取り組んでいるところであり、指針が掲げる目標を達成するに当たっての諸課題が存在する中、現時点において明確な数値基準や設備設置を絶対的な審査基準とすることは適切ではないと考えます。</p> <p>いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考にさせていただきます。</p>
No. 15		<ul style="list-style-type: none"> ・ 字幕放送番組を出来る限り多く設けることとあるが、抽象的で幅が広いできる限りという言葉を使わないように、完全実施が出来ないのであれば、例えば字幕番組率 %というような表現にして欲しい。 ・ 認可する放送局の設備として、字幕付与の発信が出来る装置(重畳)を備えること。 ・ 特にローカル局においては字幕付与の体制は出来ていないので、再免許された放送局は自体の字幕付与実施体制(人、物、予算)マニュアルを作成し、放送局が自らの作業品質をチェックする必要である。 <p style="text-align: right;">【社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】</p>	
3-2 災害放送の実施(留意事項)			
No. 16	<p>1 審査基準</p> <p>(5) 災害放送の実施</p> <p>災害放送の実施については、災害が発生した場合においても、当該放送を確実に実施するための体制を確保するものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に遭遇した放送局の代替施設を明示させること。 <p style="text-align: right;">【社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】</p>	<p>いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
3-3 教育番組・教養番組の確保(条件)			

No. 17	<p>2 免許の条件</p> <p>(1) 教育番組・教養番組の確保 テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上(総合放送を行うものに限る。日本放送協会の教育放送の場合は、「教育番組75%以上、教養番組15%以上」と読み替える。)を確保すること(親局に限る。)</p>	<p>「地上基幹放送局の免許及び再免許等方針 2 免許条件 (1) 教育番組・教養番組の確保」において、「教育番組10%以上、教養番組20%以上の確保」が、免許の条件と規定されています。放送番組の編集の自由の観点からすると、総合編成を行う地上基幹放送局が、番組相互の調和をいかに実現するかは、本来、放送事業者の自主的な判断によるものと考えます。</p> <p>また、昨年改正放送法の施行により、地上基幹放送局は、「放送番組の種別の公表制度」にのっとり、番組種別や放送時間の公表を半年ごとに行っていることから、番組調和原則の実施状況の透明性は、制度的にも担保されているものと考えます。</p> <p>したがって、免許条件に、「教育番組・教養番組の確保」の項目を付することは不要と考え、削除を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>再免許等に当たっての条件については、再免許等に係る申請内容に基づき判断いたします。いただいたご意見はその際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本免許条件は、地上テレビ放送についてこれまで長年にわたって設けられてきていることや、国民生活における教育番組・教養番組の重要性等を十分に勘案することが必要と考えます。</p>
No. 18		<p>「地上基幹放送局の免許及び再免許等方針」制定案の2 (1) において、テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たり、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保する旨の免許条件を付すとの考えが示されておりますが、放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、本来、放送事業者の自主的な判断によることが原則と考えます。</p> <p>また、「放送番組の編集に関する基本計画」を放送番組審議機関に諮問する従来からの制度に加え、昨年6月末施行の改正放送法によって「放送番組の種別の公表」制度が施行され、総合編成のテレビ放送事業者は番組の種別や放送時間を半年ごとに公表していることから、番組調和の履行状況の透明性は、制度的にも確保されているところです。</p> <p>したがって同免許条件を付すことは不要と考えますので、削除するよう要望します。</p>	

No. 19		<p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>「地上基幹放送局の免許及び再免許等方針」の「2 免許の条件」(1)において、「テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保すること」という免許条件を付すとの考えが示されていますが、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断によることが原則です。</p> <p>また、昨年6月施行の改正放送法で「放送番組の種別の公表」制度が導入され、番組の種別や放送時間は半年ごとに公表しています。番組調和の履行状況の透明性は制度的にも確保されていますので、同免許条件を付すことは不要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	
No. 20		<p>「地上基幹放送局の免許及び再免許等方針」の「2 免許の条件(1) 教育番組・教養番組の確保」で、テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たり、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保することを免許条件として付すとの考え方が示されていますが、放送番組の調和を実現するための比率は、放送番組の編集の自由を尊重し、各放送事業者の自主的な判断に任せることが原則と考えます。</p> <p>また、「放送番組の編集に関する基本計画」を放送番組審議機関に諮問する従来からの制度に加え、昨年6月末に施行された改正放送法によって「放送番組の種別の公表」制度が施行され、総合編成のテレビ放送事業者は、番組の種別や放送時間を半年ごとに公表しているところです。これらによって番組調和の履行状況については既に制度的に十分確保されており、さらにこうした免許条件を付すことは過度に規律を課すことにつながると考えますので削除するよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日】</p>	

3-4 デジタル放送用周波数の再編（リパック）（要請）

<p>No. 21</p>	<p>3 要請</p> <p>(1) 地上基幹放送の公正かつ能率的な普及</p> <p>ア 地上デジタル放送移行後の課題への対応</p> <p>テレビジョン放送（再免許に限る。）にあつては、地上デジタルテレビジョン放送への移行後の残された課題について改めて点検し、万全を期すこと。具体的には、</p> <p>(イ) デジタル放送用周波数の再編（リパック）の着実な実施</p>	<p>1. 地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、近い将来に当該放送帯域を更に圧縮して52CHから42CH 以下に再リパックして470～650MHz とするべき</p> <p>本年度、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数（53CH から62CH の10CH）は、近年の移動通信用周波数の逼迫対策のため、この利用帯域に割り当てられたところですが、最近の総務省の情報通信統計データベースによれば、移動通信事業者6社の移動通信トラフィック量は年間2 倍の伸び率を示しており、今後10 年間で約1,000 倍のトラフィック量の増加が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のためには、既存の放送用周波数の縮小も例外ではなく、将来的に更なる周波数再編が考えられます。</p> <p>地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、限られた周波数を有効活用できるデジタル放送の利点を最大限活かし、近い将来に当該放送帯域を更に圧縮して52CH から42CH 以下に再リパックして470～650MHz とし、空いた10CH 分の周波数を移動通信用周波数へ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。</p> <p>2. 「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書（案）」（※）において、放送用受信設備（ブースター等）から携帯電話基地局等への混信により他の無線通信に支障を及ぼす例が実際に発生しており、関係業界を中心に一層の周知を図ることが必要であり、“あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべき”とされており、地上波デジタル放送システムにかかるブースターシステム等からの干渉について慎重に対応し、地上テレビジョン放送の再編後の空き周波数帯への混信</p>	<p>再免許等に当たつての要請については、再免許等に係る申請内容に基づき判断いたします。該当する要請事項については、受信環境の改善を目的としたリパックに関するものであり、いただいたご意見は、今回の意見募集における改正内容とは直接関係ないものと承知しておりますが、ご意見については、今後の参考意見として承ります。</p>
---------------	---	---	---

防止を担保することが重要であると考えます。

また、地上波デジタル放送システムにかかるブースターシステムにおいて、新規に設置する物については二次利用システム・TVバンド外携帯電話システムから不用意に受信抑圧等を受けないように、以下の各項目に対するそれぞれのガイドライン等を電波産業会にて策定していただくことを要望いたします。

(1) 電波有効利用の促進に関する報告書で、今後市販されるUHF のブースターのフィルターの仕様について、厳密に縮退したデジタル地上波TV バンドに限定したパスバンドを入力段でフィルターアウトし、700MHz 帯の携帯電話端末並びに基地局、ITS等からの信号による受信抑圧を発生しない機器とする様に明確なガイドラインを設けるべき

(2) UHF ブースターと壁端子盤は、中間周波数を携帯電話と共用しているが、不用意に端子のみ取りつけている場合等を電子回路で検知してLED 等でアラームして動作停止し、中間周波数帯の不要輻射を解放端より発射しないように規制する、明確なガイドラインを設けるべき

(3) 同軸ケーブルのコネクタ成端工事の不手際によりUHF ブースターと壁端子盤が、中間周波数を不要輻射している場合、ブースター給電等を利用して、自らそれを同様に検知してLED 等でアラームして動作停止する仕様を義務付けるよう、明確なガイドラインを設けるべき

(4) TV 同軸端子のシールドが、蓋のリッドのプラスチックの切断等による故障等により取れることがないように、明確なガイドラインを設けるべき

※「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書（案）」の意見募集（平成24年11月16日）

第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進

		<p>1. 無線局の良好な受信環境の保護</p> <p>(1) 放送用受信設備から発生する不要電波等への対策</p> <p>放送用受信設備（ブースター等）から携帯電話基地局等への混信については、旧規格の機器の使用やその設置工事不良等によって、中間周波数での不要電波が発生し、他の無線通信に支障を及ぼす例が発生している。</p> <p>今後、同様の原因による混信の発生を最小化するため、関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知を図ることが必要である。加えて、不要電波の発生により他の業務への影響が生じる可能性が高い場合には、あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクモバイル株式会社、 ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクBB株式会社】</p> <p style="text-align: center;">【Wireless City Planning株式会社】 【株式会社ウィルコム】</p>	
3-5 ラジオ放送の難聴解消（要請）			
No. 22	<p>3 要請</p> <p>(1) 地上基幹放送の公正かつ能率的な普及</p> <p>ウ ラジオ放送の難聴解消</p> <p>中波放送又は超短波放送（再免許に限る。）にあつては、受信相談への適切な対応等難聴の解消に一層努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「難聴の解消」は「事業計画の実施の確実性」にも大きく影響する課題であると共に、大都市をサービスエリアに含むラジオ放送事業者、特にAM事業者にとっては数年来の共通課題となっており、この度、要請の形でこの点について言及されることは、国が当課題を重要視している表れと理解し歓迎するものです。 ・現在、当社の「受信相談への対応（電話・メール等で聴取者から直接寄せられる指摘や相談）」については、個々の受信環境等（住居環境、使用しているラジオの機種等）をある程度把握した上で、環境改善のための助言を行うという対応に加え、適宜、番組内で「受信位置」「アンテナ」「携帯電話、パソコン、テレビ 	<p>再免許等に当たっての要請については、再免許等に係る申請内容に基づき判断いたします。いただいたご意見は、その際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ラジオ放送の難聴解消については、放送事業者と連携しつつ、国としても適切に対処していく予定です。</p>

などからの電波ノイズの影響」などに関して、受信状態を改善できる可能性のある対策を紹介するという対応をもって難聴解消に努めているところです。

・しかしながら、特に都市部においては、昨今の住宅事情の変化（電波減衰を殆ど受けない木造住宅から、電波減衰が激しい鉄筋コンクリート住宅化）、「AMラジオ受信に影響を与えるIT機器等の爆発的な増大」などにより、電界強度的には聴取可能エリア内であるにもかかわらず難聴となっている世帯が多数発生し、上記対応では難聴解消に至らない事例が急増しております。

・現状これらに対してはIPサイマルラジオサービス「radiko」でも番組聴取が可能である旨を様々な方法を使って聴取者に周知すべく努力しているところですが、全ての聴取者が利用できるわけではありません。また、通信網に依存した番組配信は、放送局側、聴取者側共にそれなりの費用が必要となるだけでなく、輻輳による通信障害の発生という根本的な問題を有しているため、大規模災害発生時等の情報伝達手段として「電波を使った放送」の代替と成り得ないのは明白です。

・ラジオ放送の難聴解消は、特に大都市をサービスエリアに含むラジオ放送事業者にとって、その「事業計画の実施の確実性」を強固なものとし、さらには今回方針に加えられております「東日本大震災の経験を踏まえた災害時の放送の充実」を実現するために必要不可欠なものと考えております。

・我々放送事業者自身が難聴解消のための努力を引き続き行っていくのはもちろんですが、今回の新たな免許方針提示を機に、国としても、「現FM帯の拡張」等、何らかの措置を講じて頂くことを含めて、我々民間事業者の力では限界に近づいている「AMラジオの難聴解消」に前向きに取り組んで頂きたいと願っております。

No. 23		<p style="text-align: center;">【株式会社ニッポン放送】</p> <p>「地上基幹放送局の免許及び再免許等方針 3要請（1）ウラジオ放送の難聴解消」において、ラジオ放送の難聴解消に一層の努力を行うことが求められています。</p> <p>ラジオ局は、事業の根幹である放送エリアの確保や受信環境の改善にこれまでも努力しており、今後も努力を続けることは、経営活動の根本であることは間違いありません。</p> <p>また、ラジオ放送の開始以来、これまでも、実現可能な対策は、ほとんどすべて行ってきたと考えております。</p> <p>ラジオ放送の受信環境の悪化は、都市部では特に顕著で、その改善には努めてはいるものの、現在のラジオ事業者の経営状況を考えると、個社では、その努力にも限界があるといわざるを得ません。</p> <p>しかし、東日本大震災の際にも、その存在感が改めて認識されたとおり、ラジオは、国民の安心・安全のための重要なメディアで、文字通りライフラインとしての役割を果たし、これからも果たし続けるものと思われます。</p> <p>こうしたことから、難聴解消については、事業者に要請するだけでなく、国としても、適時適切な施策を講じていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社TBSテレビ】</p>	
No. 24		<p>「地上基幹放送局の免許及び再免許等方針」制定案の3（1）ウにおいて、ラジオ放送の難聴解消に努めるよう求められておりますが、言うまでもなく、ラジオ放送事業者にとってラジオ放送波は経営の根幹をなすものであり、リスナーからの受信相談等に丁寧に対応しながら、ラジオ受信環境の改善・維持に努めているところです。</p> <p>またラジオ放送事業者は、中継局建設を含む送信側対策の実施</p>	

		<p>にも努めてまいりましたが、我が国のラジオ放送の長い歴史において、実現可能な対策は概ね完了した状況にあります。現在では中波・超短波とも周波数事情が大変厳しいことに加え、ラジオ放送事業の経営環境が一層厳しさを増す中で、送信側対策は個別事業者の努力を大きく超える場合が多いものと考えます。</p> <p>ラジオ放送は非常災害時のライフラインであり、その難聴解消は国民の安心・安全に大きく寄与するものですので、ラジオ放送事業者への要請のみならず、国として適時適切に施策を講じていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	
No. 25		<p>親局の免許又は再免許等に当たっての要請の中で、ラジオ放送の難聴解消に、より一層の努力を行うことが求められておりますが、ラジオ事業者としては、聴取者からの受信に関する相談、問い合わせには、日々丁寧に対応しながら、受信環境の維持改善に努めているところであります。</p> <p>また電波の補完的な役割としてパソコンやスマートフォンで聴くことのできるradikoを立ち上げ運用することにより、聴取者の受信機会を拡大するとともに、電波の受かり難いビル内での聴取を可能にするなど、ラジオ業界の経営環境がより一層厳しさを増す中でも、受信機会の拡大や受信環境の改善に対する取り組みを続けております。</p> <p>要請されているラジオ放送の難聴解消については、ラジオ放送は非常災害時のライフラインでもあり、その難聴解消は国民の安心・安全に大きく寄与するものでもあることから、ラジオ放送事業者への要請のみならず、国として適時適切に施策を講じていただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】</p>	
No. 26		<p style="text-align: center;">ラジオ放送事業者である当社にとって難聴地域への対応は最重</p>	

		<p>要課題と考えています。したがって、日頃からリスナーの受信相談等には丁寧に対応し、ひとりでも多くのリスナーにより快適な受信環境でラジオ放送を楽しんでもらえるよう努めています。</p> <p>しかし、近年の都市化による電波の減衰や都市雑音の増加により年々受信環境は悪化しています。送信側の対策として中継局等の設置が考えられますが、周波数事情等もあり実現が困難な状況にあります。昨年の計画停電の折には、それまで聴取できなかったラジオ放送が聴取できたという現象も起きています。</p> <p>ラジオ放送はライフラインであり、「防災」「減災」に最も有効なメディアです。難聴解消に向けて当社として今後とも努力していく所存ですが、国としても適時適切に施策を講じていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
3-6 視聴覚障害者等への配慮（要請）			
No. 27	3 要請 (2) 視聴覚障害者等への配慮 テレビジョン放送の字幕	<p>ぜひとも、CMへの字幕付与を義務化して下さるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>再免許等に当たっての要請や条件については、再免許等に係る申請内容に基づき判断いたします。</p>
No. 28	放送、解説放送及び手話放送について、視聴覚障害者、高齢者に十分配慮し、総務省が策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を達成するよう努めること。特に、できる限り	<p>通常番組の字幕化が進んでいることは理解していますが、CMに関しては、いまだに一部トライアルが行われたままです。CMの情報は聴覚障害者にとっても重要な情報です。現状の記載のような、配慮や留意だけでは進展は難しいと思います。これを機会にぜひCMの字幕化が進展するよう、義務化するとか目標値を定める等もっと強く記載することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>なお、CMへの字幕付与については、総務省としても重要な課題であると考えており、今回いただいたご意見等は、今後の総務省での検討において参考とさせていただきます。</p>
No. 29	全ての大規模災害等緊急時放送における字幕放送の実施及びCMへの字幕付与に留意すること。	<p><要旨></p> <p>本方針の3要請(2)視聴覚障害者等への配慮について、すべての人への情報保障の観点から強く賛同します。特にCMへの字幕付与については、一日も早くトライアル放送から本放送への実</p>	

現のために関係者の積極的な取り組みを願うばかりです。

<具体的内容>

花王では2011年8月より、字幕付きCMの長期トライアル放送を計3回複数局に渡り実施してまいりました。その反響は予想以上のもので、賛同するたくさんのご意見ご感想をいただいていることから、CMへの字幕付与の必要性を強く感じた次第です。

ご意見の内容は、CMの内容がわかって嬉しい、楽しい。役に立った、銘柄選択の幅が広がった、というだけでなく、家族や恋人との会話がはずんだ、絆が深まったという、こころの豊かさにつながるものまでありました。当たり前ですが改めて、CMは放送の一部であり、もっとも社会的平等を必要とする情報なのだと感じました。

私自身が広告クリエイターであることから、当初は字幕とクリエイティブ性の相反に悩むこともありましたが、字幕本放送を望むたくさんの方々声を聞くにつれ、これはCMの送り手として当たりの「情報保障」要件であると信じるようになりました。それどころか、字幕付与の活動を通して得た「情報格差」に対するセンスは、本来のクリエイティブセンスを上げることにもつながるとまで思うようになりました。障害をお持ちの方々、人一倍感受性が強く、人の思いに思い至るヒューマンセンスも豊かです。そうした方々と交流していると、何が本当にわかりやすく、センスがいい情報なのか、考えさせられることが多いのです。近年叫ばれているユニバーサルデザイン促進の観点からも有用な取り組みだと考えます。

インターネットが普及して、TV離れや、CM離れが叫ばれて久しいですが、字幕付き放送・CMが当たり前になり、情報保障が根付けば、自然とTVの価値はあがり、もっとも社会のお

		<p>役にたてるメディアとして再注目・活性化されるものと信じます。</p> <p>弊社の取り組みを通じて得た知見は、すべて公開の上、関係者のみなさまにお役立ていただければと思っております。そうした機会が一日も早く訪れることを願って、ご意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【花王株式会社】</p>	
No. 30		<p>再免許の審議基準として、日本は、世界の先進国に比べ、一般番組に対する字幕付与、CM字幕は殆どついていない現状を改善すべく、CM字幕を付ける事も審議基準に盛り込んでほしい。なぜならば、我々、聴覚障害者らも国民の一人であり納税しており、平等に情報を得る権利もあるはずです。しかし、現実には、情報保障がなされておらず、「3.11東日本大地震」時に一番困ったのが、情報弱者と呼ばれる、聴覚障害者、日本語が判らない在日外国人耳の遠くなった高齢者が、一番大変な思いをした現実があります。隣国、韓国では10年～20年前の当時は、日本よりも情報保障がかなり遅れていました。しかし、今は日本を追い越しました。特に緊急放送は2010年頃から、100%字幕を付与する事が義務付けられています。日本は、東日本の時、テレビに字幕が付いてたり、付いてなかったりとバラバラで十分な情報が得られなかった感じがありました。</p> <p>手話通訳は、字幕を付ける情報保障より緊急時に対応できるものですが、残念なことに政府などの行政から緊急放送での話し手のすぐ隣に立てないがゆえ、テレビに映らない。収録現場に聴覚障害者が居るのでしょうか？ほとんどの聴覚障害者は遠隔地よりテレビを見る視聴者側です。国外では、非常事態のオバマ氏の緊急放送では隣に手話通訳者が立って通訳しており、テレビ枠にも収まって映っていたお蔭で理解が出来た。これはニュージーラン</p>	

		<p>ド大地震時もそうだった。</p> <p>しかし国内ではそういった配慮がないために、放送事業の再免許の基準にメディアの殆どに（CMも含む）字幕付与を義務付ける事を望む。最近字幕挿入ソフトなども安価なものも出てきており、コストも抑えられるようになってきていると思います。また最近のデジタルテレビは字幕の表示のオンとオフの切り替えも出来るようになってきています。私たちの聴覚障害者の人権保障のためにも情報保障の一つである字幕付与の実現率100%を望みます。</p> <p>どうかよろしくお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	
No. 31		<p>視聴覚障害者等への配慮において、「できる限り全ての大規模災害等緊急時放送における字幕放送の実施及びCMへの字幕付与に留意すること」が書かれていますが、私自身聴覚障がい者なので、大変嬉しく思います。</p> <p>現在災害緊急時放送やCMでの字幕はまだ殆どつかない状態です。災害緊急時こそ、聞こえない私自身だけではなく、家族や身内など四圍の人達へのストレス負担(特に余裕がない時は尚更TV放送内容を通訳するのは大きな負荷がかかります)が軽減し、同時に聞こえない人も一人称で状況把握し、自らできることを考えて四圍の人達へのサポート働きかけもできるようになるのでよりお互いスムーズに支え合うのにつながります。</p> <p>またCM字幕も聴覚障がいに限らず、知的発達障がい者（私の息子がそうで、反復性のあるCMがとても興味が高く、しかし聞こえない親はその内容が把握できず、また息子は私に教えるほどの知的レベルまで達していません。もし字幕が付与されれば、私の方から息子に合わせたコミュニケーションアプローチ方法をもって、そのCMに関するコミュニケーション共有を楽しめること</p>	

		<p>になります)、高齢者や外国人(日本語字幕付与の土台が確立できれば、将来的に、その多言語翻訳版にすぐつながりますよね)にも大変有益なものになるはずです。</p> <p>そして、ここでも一番重要なポイントはCM内容をお互い把握した上でのコミュニケーション活性化につながることです。</p> <p>以上、これらの字幕付与は障がい者・高齢者などの当事者だけではなく、その周りにいる家族・友人とのタイムリーな話題に関するコミュニケーションにも自ら能動的に関われるようになります。</p> <p>つまり字幕付与化することで、当事者へのサポートだけではなく、当事者がその字幕情報を得たことによる、自ら外部への働きかけもできるので、単なる平等に情報を提供するだけではなくその結果社会参加も可能にするツールにもなるとも言えます。</p> <p>是非、免許条件に災害等緊急時放送やCMにも「字幕付与」を義務付けられるようによりしくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	
No. 31		<p>今回の審査基準の中で「CMへの字幕付与」について触れられていることを、心から嬉しく思いました。ありがとうございます。</p> <p>私は人生の途中で聞こえなくなりましたが、聴力を失って以来、テレビ番組だけでなくCMにも字幕がほしいと訴え続けています。CMはテレビ放送の約18%を占めている貴重な情報源ですし、面白いCMは家族や友人との話題にもものぼります。それにもかかわらずこれまで、聴覚障害者には伝えられていなかったのです。</p> <p>同じ料金を払ってテレビを視聴している以上、こうした情報格差はあってはならないことだと思います。また、ユニバーサルデザインが普及しつつある中、各企業でどんなに良い商品を作っても、伝わらなければ意味がありません。</p> <p>昨年からトライアル放送をされている花王株式会社の字幕付き</p>	

		<p>CMを拝見し、CMの内容がわかる、ということだけでその商品を買ってみたい、という気持ちになりました。それだけでなく、トライアル放送を繰り返している花王という会社に対するイメージも変わりました。こうした企業の姿勢は社会的評価にもつながります。</p> <p>すべての人に同じ情報を伝えるという「情報保障」の観点でも一日も早く現在のトライアル放送から、本放送への実現を願っています。こうして意見を出すことで、何が本来あるべき姿なのか、多くの方に考えていただくきっかけとなればと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	
3-7 混信の排除等への取組（要請）			
No. 33	<p>3 要請</p> <p>(4) 混信の排除等への取組</p> <p>テレビジョン放送にあっては、混信妨害又は山岳反射による受信障害が発生した場合には、これらを解消するため、必要な調査及び対策の実施に努めること。</p>	<p>混信については、従来から調査による原因究明の後、各地域において国や民間放送事業者と連携して対策計画を策定しており、対策はその計画に従い実施していきます。今後、外国のアナログテレビ放送の終了に伴い周波数リパック等が実施された場合、外国からの到来電波により国内に新たに混信が生じる可能性があります。そのような混信が発生した場合には、国において混信解消のための対策経費の負担や国際調整などに取り組まれることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>再免許等に当たっての要請については、再免許等に係る申請内容に基づき判断いたします。いただいたご意見は、その際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、混信の排除への取り組みは免許人たる放送事業者の責務として主体的な取組が求められるところですが、国としても、適切な取組を推進してまいります。</p>
4 その他			
No. 34	—	<p>今回の制度整備を踏まえた再免許等申請の実務については、提出資料の重複等を避けるなどできる限り簡素化し、申請者の負担軽減を図るよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>ご意見を踏まえ、申請者の負担軽減を図るようできる限り申請実務を簡素化する予定です。</p>
No. 35	—	[要旨]	<p>いただいたご意見は、今回の意見募集</p>

EWSの信号は、地デジ等のメディアで自動的に電源をONにする自動起動のためのフラグとして定義されているが、EWSは緊急警報信号を伝達される場合に限られる為、実質として津波以外の災害で緊急警報信号を用いることが出来ないという制限がある。もっと広範囲な災害に対してもEWSを利用できるように”標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第十三条第三項等の規定に基づくTMCC情報の構成（平成二十三年六月二十九日総務省令第三百四号）”の中に定義されているEWSについて”起動制御あり（緊急警報信号を伝送する場合）”となっているものを”起動制御あり（緊急警報信号を伝送する場合、又は指定された災害情報を伝送する場合）”などと改正し、様々な防災の為の警報送出にEWSの信号が使えるようにして頂きたい。

[意見内容]

1. 地デジのTMCC情報については、”標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年六月二十九日総務省令第八十七号）”の中で、第十三条、及び、別表第十一号で構成が定義されており、第十三条3により”TMCC情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。”とされている。
2. TMCC情報については、さらに”標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第十三条第三項等の規定に基づくTMCC情報の構成（平成二十三年六月二十九日総務省令第三百四号）”にて別表第一号にB26のビットを”起動制御信号”として定義することが記載されている。また、別表第3にて値が0のときに”起動制御無し”、1の場合に”起動制御あり（緊急警報信号を伝送する場合）”と記載されている。

における改正内容とは直接関係ないものと承知しておりますが、ご意見については、今後の参考意見として承ります。

3. つまり、EWSを利用できるのは、緊急警報信号を伝達される場合に限られるということになる。
4. 緊急警報信号については、電波法施行規則 第二条八十四の二に”「緊急警報信号」とは、災害に関する放送の受信の補助のために伝送する信号であつて、第一種開始信号、第二種開始信号又は終了信号をいう。”、八十四の三に、”「第一種開始信号」とは、待受状態にあるすべての受信機を作動させるために伝送する信号をいう。”、八十四の四に”「第二種開始信号」とは、特別の待受状態にある受信機のみを作動させるために伝送する信号をいう。”と定義されている。
5. また、無線局運用規則 第三百三十八条の二に”地上基幹放送局は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送することができる。”とかかれており、第一種開始信号については、”一 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第九条第一項の規定により警戒宣言が発せられたことを放送する場合”、”二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十七条(大規模地震対策特別措置法第二十条において準用する場合を含む。)の規定により求められた放送を行う場合”となっており、第二種開始信号については、”三 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十三条第一項の規定により津波警報が発せられたことを放送する場合”となっている。
6. ところで、本年3月の衆議院総務委員会において、緊急地震速報の伝達の為に、緊急警報放送にある自動起動を活用する可能性について質疑が行われ、総務大臣からは、技術的な検証が必要であり、防災関係省庁と防災の専門的見地から、有効性を

検証する必要がある旨を回答されているとの事。

7. 現在ほぼ全ての各市町村の行政機関にはJアラートの受信機が設置してあり、緊急警報信号を含む防災の為の警報を瞬時に送る仕組みが存在する。
8. Jアラートから得られる具体的な情報で同報系防災行政無線（以降、同報無線と略）と連動して送出可能な情報として、弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、その他の国民保護情報、緊急地震速報、津波警報（大津波、津波）、噴火警報、東海地震予知情報、東海地震注意情報、震度速報、津波注意報、火口周辺警報、気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報がある。
9. 6では緊急地震速報のみの話しか出ていないが、8のような災害に対してもEWSを利用して装置を自動起動させ可能な限り多くの人々に対して警告を行うことが必要なのではと考える。
10. Jアラートの設置については、総務省消防庁より”全国瞬時警報システム業務規程”平成二十四年十一月二十六日一部改正により、従来、指定公共機関でない放送局へのJアラート設置は認められていなかったものが、都道府県の許可を得られれば設置可能となった。これによりコミュニティFM等でJアラートの受信機を持ち、それを利用した災害情報の伝達が可能となった。
11. 今後の新しい放送メディアとして、エリア放送、V-LOWマルチメディア放送が注目されているが、1の地デジと同じ、ISDB-T(sb)のシステムを利用する放送となる。
12. 特にV-LOWマルチメディア放送については同報無線で災害情報を取得出来なかった人々に対して補完の出来るメディアと

して、また、警報だけでなく、V-LOWマルチメディア放送はラジオ局の多くが参入してくる予定の為、災害情報の詳細を伝えることが出来るメディアとしても注目されている。

13. 既にV-LOWマルチメディア放送の実証実験は始まっており、加賀ハイテックより“デジタル防災ラジオ”、山形カシオより“安心・安全情報端末”といったデジタルラジオ受信機の試作が公表されており、それらはEWSを受け自動起動し、災害情報を表示する機能を持っている。

14. ラジオは災害時、震災に遭われた地域で震災当日利用したメディアをアンケート調査した結果、テレビやインターネット等を抑えてダントツ1番利用されたメディアであったとの調査報告もある。災害時にラジオが役立つということは誰もが持つ共通認識であると考える。

15. 東日本大震災では、臨時災害放送局も沢山立ち上がり情報伝達の重要な役割を果たし、まだ放送を続けている局も多い。信越総合通信局の「防災・減災のため放送利用行動計画（案）」には”平時からのメディアを最大に活用してその連続で非常時に対処する。日頃から放送を行うコミュニティFMやCATVのハードとソフトを活用することで、臨時災害放送局を迅速に開し宅内や車は情報が届きにくい防災行政無線の補完を目指す。”と書かれている。

16. 2で規定されているEWSのビットは既にテレビで使用されている受信チップに機能として実装されており、あとはテレビ側のソフトの処理でそのビットを利用するかどうかを判断できるようになっている。また、EWSのビットについては、テレビの待機電力による省電力での監視が可能となっている受信チップも多い。

17. ただし、実際にEWSのビットを処理して自動起動できるTV

は全販売台数の1%にも満たないといわれており、各メーカーの対応は冷めている状況である。

18. なぜ17のような状況になっているのかについては、ユーザーからの需要がないからではなく、緊急警報信号が放送局から出力される災害は、4の第二種開始信号である津波以外の緊急警報信号が過去に出たことが無く、津波以外の災害、例えば8のような災害に対しての起動が出来ないためという理由が考えられる。

19. 緊急警報信号としては、第一種開始信号もあるが実際にこの警報信号が出たことはない。理由としては、東日本大震災のような場合においては、地震による災害よりも津波災害に対する警告が優先されたということや、総理大臣や都道府県知事の指令がないと信号を出せないなどの理由により、大災害が起き、その災害による被害が確認されてからでないと信号が出せないことにも問題があると考えられる。

20. 本来、緊急警報信号は災害発生と同時に警報が発令されるべきであり、Jアラートのような信頼に足るべき情報源を元とした人手を介さない災害発生情報により出来るだけ速やかに警報が出力されるのが望ましいと考えられる。

21. 17の受信機の問題だけではなく、地デジの放送局側も全ての放送局がEWSを送出しているわけではないことにも、問題があると考えられる。

22. 21については受信機の普及率があまりに低い為、放送局側としてもメリットがないと感じているのではと考えられ、受信機の普及率次第では改善される可能性があると考えられる。

23. 16のとおり、実際の受信チップにはEWSの受信機能が搭載されている為、実質津波以外の災害伝達においても利用できれば、テレビによってはソフトウェアの書き換えで対応出来る

可能性もある。

24. ところで、放送局より4以外の条件でEWSを送出すると、EWSのフラグは非常に責任のあるフラグなので、どのような条件でEWSのフラグを放送局から送出したのかの区別がつきにくいという意見も出ている。

25. 24のような意見に対しては、実際に4の条件が発生してEWSのフラグを立てる場合には、“ 関連情報の構成及び送出手順、PESパケット、セクション形式、TSパケット、IPパケット及びTLVパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子の構成（平成二十三年六月二十九日 総務省告示第二百九十九号） ” に記載されているように緊急情報記述子の送出が必須となっているため、この記述子を送出している場合は4の条件の緊急警報信号であるということが判別可能である。

26. 4の条件とは異なる、8に記載したような災害を伝達する場合は、緊急情報記述子ではなく、他の記述子を用意してそれを伝送することが必須であると考える。

27. 記述子の詳細については、ARIB等の機関で検討するのが妥当であると考える。

28. 緊急情報を2のTMCC情報のEWSではない、他のビットを用いる方がよいのではという意見もあるかもしれないが、既に1のシステムは普及しており、23のように、ソフトでの対応により対応出来る可能性、11のような新しいメディアを含めたメディア横断性を考えるとEWSのビットを利用するのが一番良いと考える。

29. 結論として、行政機関が現在利用している同報無線とも連動して災害情報送出可能な情報源としてJアラートがあり、Jアラートからの8のような災害情報に対してもEWSを放送局

		<p>が送出できるようにすれば6で話されているとおり自動起動の活用が増え、国民にとっても大きなメリットが享受できるのではと考える。</p> <p>30. 29を実現する具体的な方法として、例えば現在2に書かれている、“起動制御あり（緊急警報信号を伝送する場合）”となっているものを“起動制御あり（緊急警報信号を伝送する場合、又は指定された災害情報を伝達する場合）”と改正することが考えられる。</p> <p>31. 本件とは直接の関係はないが、緊急地震速報についてはACデータを利用した”標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式別表第十八号注3の規定に基づく地震動警報情報の構成（平成二十三年六月二十九日 総務省告示第三百六号）”という規定もあるが、これは、地震に対する高度な防災対策として別途利用できる可能性があり、一般的な災害警報とは別な意味での利用法も考えられ、将来運用できるよう残しておくことが必要と考える。</p> <p style="text-align: center;">【コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス】</p>	
No. 36	放送番組の内容等に関するご意見	<p>上記のほか、放送番組の内容に関連した意見、今回の意見募集の対象と直接関係ないと考えられる意見が個人を中心に多数提出されました。これらの意見の中には同文のものや同旨のものも多く含まれており、代表的な意見の概要を以下のとおり記載することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本の国益ではなく、特定外国の国益に叶うような偏向」や「解散総選挙という国の運命を左右する報道においても、特定政党、党首に対する偏向報道」が行われているとの意見 ・偏向報道が行われているとし、「「株式保有者の比率制限」及び「議決権を有する株主の比率制限」を報道に影響を与えない 	<p>これらのご意見につきましては、今後の行政を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、放送法は、放送番組の適正確保について、放送事業者による放送番組の編集基準の策定、放送番組審議機関の設置など、放送事業者の自主的な取組を通じて実現していく仕組みとなっています。こうした仕組みの下で、総務省としては、引き続き適切に対応していく予定です。</p>

		<p>レベルに制限する」べき等の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上基幹放送局の免許及び再免許等方針に「放送法関係審査基準」「で掲げられた項目（特に放送番組の編集に関する規定）についても」記載すべき等の意見 ・偏向報道が行われているとし、放送法「第4条違反を民間から常時受け付ける対策室を総務省に設立」すべき等の意見 ・「放送を監督する行政委員会を設置」すべき等の意見 ・電波の「入札制度を採用し高額の使用料をTV局から徴収し国民に還元」すべきとの意見 ・「テレビ局も、公共の電波を使用して得た収入に応じて電波使用料を増やすべき」等の意見 ・NHKの放送番組を「見ても居ないのにTVを持っているだけで受信料を取るのはおかしい」等として「NHKへのスクランブル厳命」をすべきとの意見 ・「NHKにおいて、国会中継が少なすぎる」との意見 	
--	--	--	--